

## 土庄町太陽光発電設備等導入事業（P P A方式）仕様書

### 1 事業の名称

土庄町太陽光発電設備等導入事業（P P A方式）

### 2 事業の目的

本町は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、町の事務事業によって排出される温室効果ガスの削減目標を設定している。当該削減目標の達成、さらには2050年カーボンニュートラルの実現に向け、町は率先して再生可能エネルギー設備の導入を進めているところである。

町有施設において、太陽光発電設備等の導入を推進していくため、初期費用負担等を回避できる「P P A方式」を活用し、その導入を計画的に進めていく。

### 3 事業の内容

#### （1）事業概要

ア 事業者は、別紙1記載の土庄小学校の現地調査、設備容量検討及び構造調査を行う。

イ 事業者は、整備可能な範囲に設備（太陽光発電設備及び付帯設備）を設置し、再生可能エネルギーを供給する。

ウ 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行う。

エ 事業者は、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給する。

オ 運転期間終了後など、設備が使用できなくなった場合は、事業者の負担で設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

#### （2）事業期間等

ア 事業期間は、契約開始から撤去完了までとする。

イ 運転期間は、運転開始日から原則として20年間とする。なお、補助金を活用する場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始日とする。

ウ 設備の導入期限は、原則として令和7年度末までとし、電力供給開始時期については、町と協議の上、決定する。ただし、社会情勢等の事情により期限を超える場合は、町との協議により、期限を延長することができる。

#### （3）契約単価

ア 町は、設備を設置した施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者  
に支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとする。電力量計の更新は事業者で行い、費用負担は事業者とする。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。

エ 月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。

オ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。

カ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。

キ 契約単価は、原則として契約期間中において一定額とする。

#### 4 設備工事前の調査・手続き

##### (1) 現地調査

事業者は、施設の状況を十分に把握するために、町が提供する資料のほか、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。調査は、太陽光発電設備の設置に係る課題を町と協議した上で行うものとする。

##### (2) 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、施設に適切な容量を検討すること。

事業者は、太陽光発電設備の整備にあたっては、自家消費の最適化に努めなければならない。

発電された電力のうち、当該施設で消費しきれなかった余剰電力については、事業者の責任と負担により電力会社等へ売電を行うことを可能とする。なお、その売電によって事業者が得た収益については、町が電力を購入する際の電力単価の低減に繋がるような検討を行うこと。

##### (3) 構造調査

事業者は、設備を設置した際に発生する加重増加等の影響について、町から提供のある施設資料等から、長期荷重、地震力、風圧力、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを書面により町に報告すること。台風等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

##### (4) 各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、必要な手続きをリストにまとめて町へ提出するとともに、事業者の負担において、責任をもって所管官庁等にて手続き等を行うこと。また、設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を町に提出すること。

町が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した施設のみ、事業者は行政財産使用許可を申請するものとする。なお、施設の使用許可期間は1年間とし、施設の使用料は無償とする。使用許可は毎年度更新し、使用許可期間は事業期間を限度とする。また、使用許可を受ける面積は設備の水平投影面積として算定されたものとし、太陽光発電設備については間隔をあけて設置する場合、その隙間の面積を含むものとする。

#### 5 設備の設置

事業者は、設備工事前の調査・手続きを行ったあとに、施設への設備の設置を行う。設置の条件は以下のとおりとする。

##### (1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 太陽光発電設備等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき耐震性を考慮して設計すること。

ウ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質

及び安全基準に準拠した製品であること。

(2) その他

ア 事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

ウ 設備の設置時に防水層等の既存施設等を破損した場合は事業者負担で修復を行うこと。

エ 運転期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層等を破損した場合には事業者負担で修復を行うこと。

オ 事業者は、対象となる施設管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については町と協議の上で決定する。

カ 事業者は、補助金を活用する場合には、申請等について町と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ町の承認を得ること。

6 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

〔仕様書〕

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- (1) 設備設置時には、施設の防水機能に影響を与える施工方法の場合は防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響がないよう施工する。また、施設の防水機能に影響を与えない施工方法の場合はその旨が分かる書面を作成する。なお、設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- (2) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- (3) 作業にあたり大きな作業音が生じる工程や大型重機による施工が必要な場合は、土日祝日や休校日等に実施するなどの配慮をする。
- (4) 候補施設に屋上表示等がある場合は、上空からの視認を妨げないよう当該表示から 1m 程度離して設備を設置する。
- (5) 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF 形式データ）、工程表等を町に提出し、確認を受ける。
- (6) 施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- (7) 施工にあたり、町の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、施設管理者と協議の

上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。

- (8) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- (9) 事業期間中、町の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにする。
- (10) 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、町との協議により決定する。設備には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行う。
- (11) 設備の設置に際しては、施設の停電時間が極力短くなる方法を優先する。工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、町と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- (12) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- (13) 工事完成時には、現場で町の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を2部作成し、町に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式の電子データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出するものとする。

#### 7 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時には適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、町及び施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、適切な保守点検計画を提出の上、維持管理に努める。さらに、設備が故障した場合は、直ちに施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。なお、毎年1回以上点検（停電を伴うものは、町が実施する電気設備年次点検に同調することが望ましい）を行い、故障や腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。
- (2) 施設とは別に、電気主任技術者の選任が必要な場合は、事業者が用意する。
- (3) 事業者は、設備による発電実績、運転状況等について毎月町へ報告すること。
- (4) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (5) 事業実施中に施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- (6) 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに修理等を実施し、機能の回復を行う。
- (7) 設備を設置した施設について、町が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。また、設備の移設等に伴う費用負担が発生した場合は、町の負担とする。
- (8) 移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の町による売電収入補償は行わない。ただし施設の運転停止期間が1ヶ月以上となる場合は、事業期間に含まず、事業期間の延長について協議する。
- (9) 事業期間中に施設の移譲や売却などを行う場合は、同等の条件でPPA事業を継続すること

- を条件として移譲等を行うほか、必要に応じて設備を移設する他の施設を提示し、町が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については、町と事業者で協議の上定める。
- (10) 町が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、町に帰属するものとする。
  - (11) 事業者は、当該設備を設置した施設について、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を町に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年町に報告し、町はそれを確認する。
  - (12) 大規模地震等の大きな災害発生後は、原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止及び安全対策に万全を期すこと。

## 8 責任分担の基本事項

事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別表2」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備えて、損害保険や賠償責任保険(もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険)に加入し、町へ写しを提出すること。また、町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は、町からの求めがある場合を除き、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行うものとする。
- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 9 その他

町が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。

その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。

別紙1 導入対象施設

施設名	施設所在地	契約電力	契約種別	月別の予定使用電力 (使用電力実績)	竣工年	
土庄町立 土庄小学校	香川県小豆郡 土庄町淵崎甲 2080 番地 1	222 k W	業務用電力	(令和 6 年)	平成 27 年	
				4 月		8,612 k W h
				5 月		9,481 k W h
				6 月		14,653 k W h
				7 月		25,981 k W h
				8 月		11,693 k W h
				9 月		33,734 k W h
				10 月		16,610 k W h
				11 月		13,294 k W h
				12 月		21,325 k W h
				(令和 7 年)		
				1 月		26,454 k W h
				2 月		26,515 k W h
				3 月		20,249 k W h

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			町	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	本事業における安全性の確保		○
	環境の保全	本事業における環境の保全		○
	法令等の変更に伴う対応	本事業に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	本町の指示によるもの(事業者に起因するものを除く)		○
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
契約不適合責任	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期		協議	
計画・設計段階	物価	物価変動		協議
	応募に係る費用	応募に係る費用の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		協議
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給(運転)開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、本町の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	施設等の損傷	設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する施設への障害		○
	施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○		
保障関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○